

令和2年11月16日	
所 属	尼崎市 人事課
所属長	松長 寿枝
電 話	06-6489-6177

本市職員の失職について

1 対象者

- (1) 役職等 総務局課長 (50歳代・男性)
- (2) 所 属 総務局人事管理部付け：刑事休職
(元経済環境局課長)

2 失職日

令和2年11月15日

3 失職の理由

過失運転致傷及び道路交通法違反の罪で懲役1年2月(執行猶予3年)の判決を受け、このたびその判決が確定した。そのことにより、地方公務員法第16条第1号に該当するに至ったことから、同法第28条第4項の規定に基づき本市職員としての職を失ったもの。

○地方公務員法(抄)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第28条

- 4 職員は、第16条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

4 主な経過

- (1) 令和元年7月18日
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反及び道路交通法違反の疑いにより逮捕
- (2) 令和元年9月18日
過失運転致傷及び道路交通法違反の罪により起訴
- (3) 令和元年12月4日
懲役1年2月・執行猶予3年の判決(神戸地方裁判所尼崎支部) ※後日、控訴
- (4) 令和2年6月30日
控訴棄却の判決(大阪高等裁判所) ※後日、上告
- (5) 令和2年10月28日
上告棄却の決定(最高裁判所) ※後日、異議の申立
- (6) 令和2年11月13日
異議の申立棄却の決定(最高裁判所)
- (7) 令和2年11月15日
上記(6)に係る謄本送達 ※判決確定

以 上